

教職員の变形労働時間制

長時間労働に拍車

教員の「働き方改革」を審議している文部科学省中央教育審議会の部会で、公立学校教員への「1年単位の变形労働時間制」の適用が議論になっていました。教育関係者からは、教員の長時間労働を容認するものであり、適用されればいっそうひどくなると批判があがっています。

「变形労働時間制」とは？

1年単位の变形労働時間制とは、季節により繁閑のある職場で、繁閑に応じて労働時間を変動させ、1日8時間、週40時間を超える所定労働時間を容認する制度です。

例えば、1年のうち「閑散期（業務量が少ない時期）」は労働時間を短くする一方、「繁忙期（業務量が多い時期）」には、その分だけ労働時間を長くするという仕組みです。繁忙期であっても、労働時間は1日10時間、1週52時間までに制限すると定められています。これに従えば、繁忙期は10時間勤務（定時が17時の場合は19時終業）、閑散期は6時

間勤務（15時終業）という計算になります。

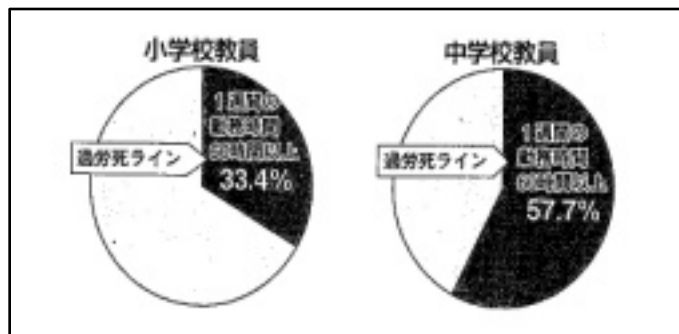
夏休みは「閑散期」か

これを教員に適用しようとする背景には、学校には夏休みがあることから、「夏休みの時期の業務は少ない」と決めつけて、それ以外の時期に長時間労働になっても平均すれば長時間労働にならないという発想があります。

しかし、現場からは「教員に閑散期などない。夏休みでも研修や部活指導、家庭訪問、次の学期の準備など忙しい」「毎日20時、21時まで働き、持ち帰り仕事もしている。これをまですくすべしだ」との声が上がっ

ています。

実際、文科省の06年の教員勤務実態調査では、夏休み中も小中学校教員は1日平均21分の残業をしていました。最新の16年の調査では夏休み期間の調査はしていないものの、公立校における平日1日あたりの学内労働時間（平均）は小学校教員が11時間15分、中学校教員が11時間32分と、06年と比べ1日平均30分増加しています。变形労働時間制の繁忙期でさえ



1日あたり最大10時間なのに、現場ですでに11時間を超えていることになりま

時間を減らす制度ではなく、残業代を抑制する制度ですから、長時間労働を解消するてこにはなりません。教員の長時間労働の原因は多すぎる業務量にあります。労働時間を管理する制度を変えたら解決するというのは筋違いです」と指摘します。

全教の米田雅幸副委員長は、1日10時間まで働くことを認める变形労働時間制が導入されれば、10時間勤務が当たり前になるのではないかと危惧しています。

「教員の働き方は自発的・創造的なもので労働時間の整理が難しい。10時間を超えた部分は勤務と認められなくなり、長時間労働の実態が隠されることになりかねない。長時間労働の是正には、教職員定数の抜本的な改善による業務量の削減、少人数学級の推進、時間外勤務に手当を支払う給特法の改正こそ必要です」

「变形制」がもたらす危険

ヤマト運輸による变形労働時間制を悪用した残業代未払い問題の労働審判を担当した穂積匡史弁護士は、「そもそも变形制は総労働

